



一般社団法人 鹿児島青色申告会
青空通信

Vol.38 平成25年1月18日(金)発行

発行元 **一般社団法人 鹿児島青色申告会**

編集人 広報委員長 今村芳行

〒892-0821

鹿児島市名山町9-1 県産業会館3階

電話：099-223-1411

FAX：099-227-0227

e-mail：kagoshima-airo@yahoo.co.jp

URL：http://www.kagoshima-airo.com/



確定申告の前にご準備を！

決算・申告には下記のような書類・証明書等が必要になります。確定申告相談の際は、事前に必ず必要書類が揃っているか、しっかり確認しましょう！



全部揃ってますか？チェックマークで確認してみましょう。

- ① 平成24年分の確定申告用の書類が一式揃っていますか？
(昨年、電子申告による代理送信をした方は、**青申会より手引書・決算書**が届きます。またそれ以外の方は、1月末に国税庁より送付されます。) インターネットを利用の方は、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) の確定申告書作成コーナーから、各種様式書類を取得できます。
- ② 平成22年・23年分の決算書や申告書の控えがありますか？
- ③ 各種帳簿、月別集計、試算表等などでの集計作業は完了していますか？
- ④ 国民年金、国民健康保険、介護保険などの控除証明書は揃っていますか？
- ⑤ 生命保険料控除、地震保険料控除、小規模企業共済掛金控除などの証明書は揃っていますか？
- ⑥ 1月から12月までに支払った医療費の集計はできていますか？
- ⑦ 源泉徴収簿(専従者等の分)と源泉税の納付書の控えはありますか？
- ⑧ 減価償却の対象となる資産を購入された方は明細書や領収書はありますか？
- ⑨ 借入金のある方は、計算明細書がありますか？
- ⑩ 印鑑をご持参下さい。電子申告の方は、住民基本台帳カード等の電子証明書もお願いします。
- ⑪ その他の収入証明書(年金・生命保険満期など)

平成24年分 確定申告決算個別指導の御案内

- 実施日 平成25年2月1日(金)～3月15日(金)
- 時間 9:00～16:00
- 場所 県産業会館 3階会議室
- 協力団体 南九州税理士会 派遣税理士
- 内容 所得税申告・消費税申告の相談

※詳細については、同封の『確定申告個別相談のお知らせ』をご覧ください。



新春企画 会員紹介 —居酒屋ロッキー 店主 野口 勲さん—



店主の勲さんと奥様の百合子さん

あの有名な売れっ子タレント「野口たくお」さんのお父さん、野口勲さんが鹿児島青色申告会に入会したと聞き、その居酒屋「ロッキー」を訪ねた。

「こんばんはー！」南風病院近くにある居酒屋ロッキーを訪ねると、にこにこした店主。昭和レトロの雰囲気のある店内で出迎えてくれる。話はやはり青申会の事より先に「たくちゃん」の話題になる。「小さい頃からあげんおもしろかったですかー?」「はい、小さい頃から人を笑わせるのが好きで…。」奥さんの実家の日置のお爺さんが「こん子はまこておもして子じゃー」と色々させて喜んでいたそう。

「奥さんの実家は日置ですか?勲さんはどちらですか?」と聞くと「私はずーっと下竜尾、ここじゃしと。」たくちゃんと同じように上町に誇りを持った答えが返る。

ところでこのロッキーはいつから? 「こん店は36才で脱サラして、昭和50年10月10日、こん人の誕生日に始めました。」いかにも夫を支える優しい笑顔で奥さんが横から答えてくれる。10年食堂をして、税務署の調査を受け、自家消費分を計上し忘れ、500万の申告漏れを指摘されたが、故意ではないと説明し、5万円の税金を納め、やめようかと思った商売を居酒屋で再開出来たという。「それから税理士さんに頼んだりしましたが、今度から青色申告会にお世話になることに…」と言ってホッとした表情に。



昭和な雰囲気の店内



名物の鴨鍋

「これで好きなゴルフに専念でくんな!」とカウンターで飲んでいたゴルフ仲間が言う。「こん人は(勲さん)はゴルフのハンデが5シングルやったどー」「エージシュート(自分の年齢より少ないスコア)も何回もしちよったどー」がっしりとはしているが決して大柄とは言えない体格の勲さんがシングルプレイヤーとは…

これも厨房の中で頑張っている奥さんの支えがあつての事とすぐに推察できる。おすすめの鴨鍋を食べ終え、心も身体も暖かい気分で店を後にする事ができた。

MAP



居酒屋 ロッキー

住所：鹿児島県鹿児島市下竜尾町13-18

電話：099-247-0371

営業時間：17:00~23:00

定休日：不定休

一般社団法人 鹿児島青色申告会

1会員1事業者紹介運動実施中!

お知り合いの個人事業主の方を、青色申告までご紹介下さい!

新規会員様をご紹介いただいた方に、紹介料2,000円を差し上げます!この機会にぜひお問い合わせください。



青色申告会が推奨する会計ソフト

ブルーリターンA体験会のお知らせ

Aの日程は、パソコンも使ったことがない！自信がない！けど、やってみてみたい！という方向け。

- A日 程：(超初心者コース！)
3月21日(木) 昼の部 14時～15時30分
3月22日(金) 夜の部 19時～20時30分
- 場 所：ソフトプラザ鹿児島(県産業会館横)
- 参加費：無料
- 定 員：各回30名(先着順)

Bの日程は、パソコンは扱えるけど、会計ソフトの使い方や、記帳の仕方がわからない方向け。

- B日 程：(会計ソフト入門コース！)
3月21日(木) 夜の部 19時～20時30分
3月22日(金) 昼の部 14時～15時30分
- 場 所：ソフトプラザ鹿児島(県産業会館横)
- 参加費：無料
- 定 員：各回30名(先着順)

新しい年に新しいことを！手書き記帳は何かと大変。パソコン会計に切り替えるなら今がチャンス！青申会がお手伝いします！
確定申告会場で、新ブルーリターンAを体験できます。迷っている方は申告時に切り替えるのが一番ですよ！！



パソコンの電源の入れ方さえ分からなかったのですが、個別指導で一から教えてもらえたので、大変心強かったです。
二度と手書きには戻れません！
(60代 不動産業 男性)

青色申告会がお勧めする会計ソフトブルーリターンAが使えるのは青申会員だけ！ソフトの導入から操作の仕方、記帳のチェックに、決算申告まで。事務局が完全バックアップするのでとっても安心！！



嬉しい感想がぞくぞくと！

間違いは赤字表示で教えてくれるし、途中経過もすぐにわかる。時間の節約にもなるし、**経営にも欠かせないソフトだと思っています！** (40代 美容業 女性)



今年から青色申告を始めて、右も左もわからなかったのですが、ブルーリターンのおかげで、スイスイ記帳ができます。
正直、もっと早くに出会いたかったです。
(30代 美容業 男性)

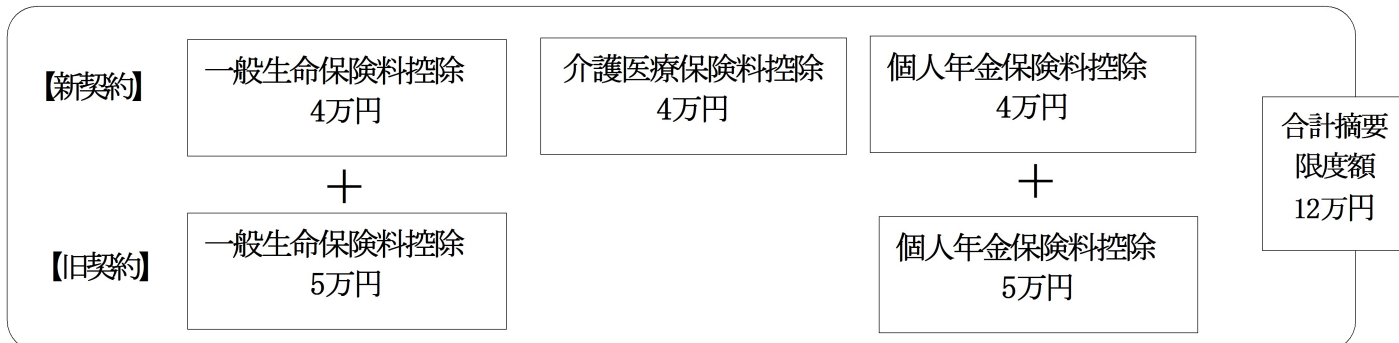
初期費用は28,350円のみ。3年後には更新料の1年間3,150円だけ！
こんなソフトはブルーリターンだけ！
長く使うなら、ブルーリターンが絶対に安くて安心ですよ！



申告前に知っておきたい税制改正事項！

●保険料控除の改正

平成24年1月1日以後の保険契約については、新生命保険料控除・新個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の3本立てとなり、それぞれの上限は4万円で最高12万円が限度となります。なお、旧契約の控除は従来どおりとし、新旧両方に加入している場合の計算は以下のようになります。



●住民税・扶養控除の改正(所得税は平成23年分から)

所得税では、既に平成23年分より年少扶養親族(年齢15歳以下)の扶養控除38万円及び16歳～18歳に係る特定扶養控除上乗せ25万円が廃止されましたが、住民税については平成24年度分(平成24年6月徴収分)以後、年少扶養控除33万円及び上乗せ12万円が廃止となりました。

住民税は税率が一律10%のため、一定以上の所得がある場合6月以降は15歳以下の子供を扶養していると1人につき年額33,000円、16歳～18歳の特定扶養親族は1人につき年額12,000円の税負担が増加します。

●復興特別所得税の創設

東日本大震災から復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布され「復興特別所得税」が創設されました。これにより平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税及び復興特別所得税を併せて申告・納付することになります。なお、給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されることとなります。

●更正の請求の期間の延長

「更正の請求」は、原則として法定申告期限から5年間(改正前:1年)とすることが出来ます。その際には「更正の請求」をする理由の基礎となる事実を証明する書類を添付していただく必要があります。

わからないことは事務局までお問い合わせください！

コラム 「ぜひお伝えしたいこと」

鹿児島税務署 個人課税第1部門 記帳指導推進官 橋口洋一(青申会担当)

平成26年より白色申告の記帳義務化が始まります！

確定申告を目前に控え、決算整理にお忙しい時期かと思えます。

ところで、皆さんはご存知でしょうか。記帳と帳簿書類の保存については、個人の白色申告者のうち事業所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていたのですが、平成23年の税制改正によって、平成26年1月からは記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大され、これらの業務を行うすべての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)が対象となることになるのです。

これまで、「記帳は面倒だから白色申告でいいや。」と言っていたお知り合いがいらっしゃいましたら、「今後は、白色申告でも記帳と帳簿の保存が必要になれば、青色申告と手間はあんまり変わらなくなるよ。」と是非青色申告をお勧めください。